

Part 2

（ 地域の高齢者の
オーラルフレイル対策に
活用できる市町村事業 ）

（ オーラルフレイル対策に活用できる市町村事業 ）

オーラルフレイルの詳細については《Part 3》において後述しますが、市町村においては、地域の歯科医師会や歯科衛生士会等の関係団体や歯科医療機関と密接に連携しながら、地域の高齢者の全身状態や口腔の機能低下の状態に応じた各種の事業を整備し、オーラルフレイル対策を進めていくことが期待されます。

厚生労働省においても、市町村への財源措置が含まれる、後期高齢者を対象とした保健事業や高齢者を対象とした介護予防事業に、口腔関連の事業を制度化しています。ここでは特に第1～第3レベルのオーラルフレイル対策として活用できる市町村事業をまとめて紹介します。

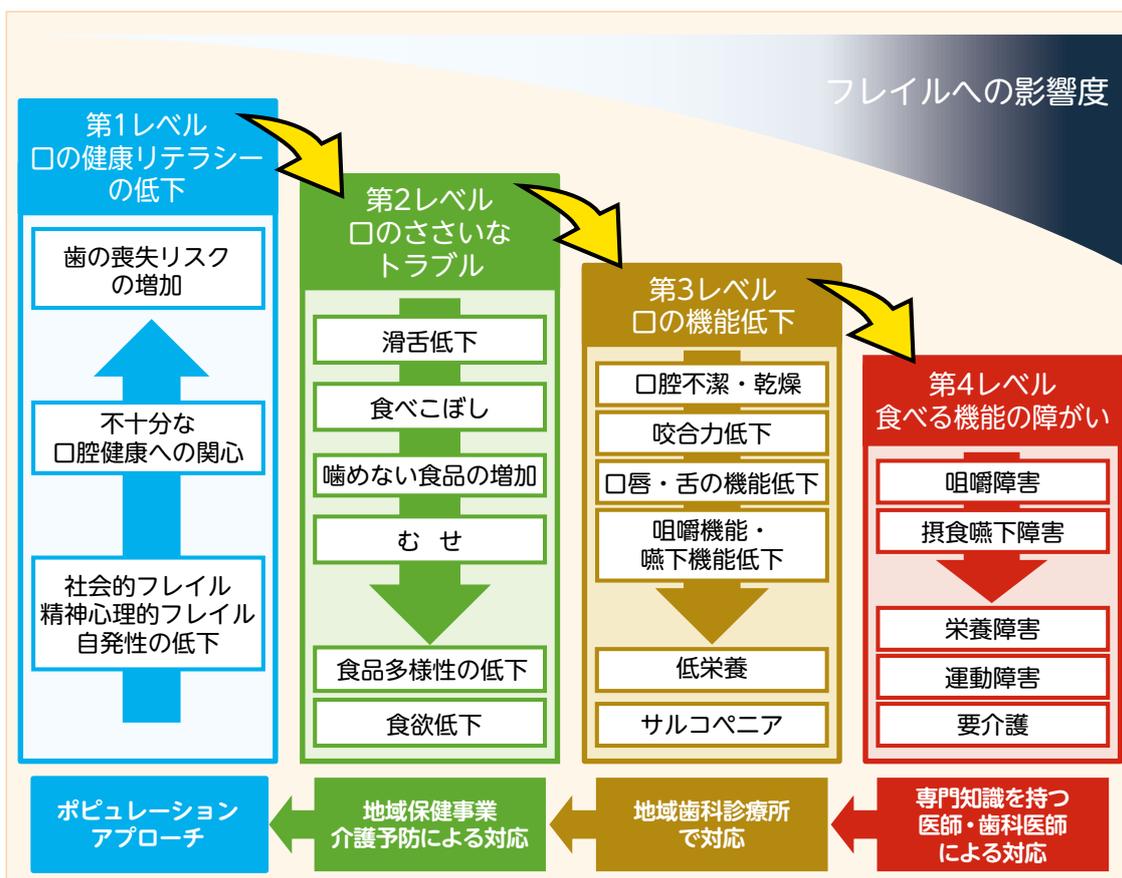


図2-1 ● オーラルフレイル概念図 2019年版

出所：公益社団法人日本歯科医師会「歯科診療所におけるオーラルフレイル対応マニュアル2019年版」

表2-1 ●オーラルフレイル対策におけるレベル別事業例

対 象	対応する主な市町村事業
<p>第1レベル (口の健康リテラシーの低下)</p>	<p>《一般の高齢者を対象に、口腔の健康についての普及啓発が実施できる事業》</p> <p>①都道府県後期高齢者医療広域連合からの委託による保健事業 【通いの場等を活用したフレイル予防の普及促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業概要 歯科衛生士を自主活動グループ等に派遣し、口腔の講話や体操等を実施 ●展開場所 通いの場 <p>②介護予防・日常生活支援総合事業 【一般介護予防事業〈介護予防普及啓発事業〉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業概要 口腔機能低下に関する講演会・教室の開催やチラシ作成等の啓発を実施 ●展開場所 市町村による講演会、介護予防教室等
<p>第2レベル (口のささいなトラブル)</p>	<p>《口のささいなトラブルのある高齢者を対象に、集団指導等を実施できる事業》</p> <p>①都道府県後期高齢者医療広域連合からの委託による保健事業 【通いの場等を活用したフレイル予防の普及促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業概要 口腔機能低下の可能性のある高齢者が参加する通いの場において、歯科衛生士を派遣し、複数回の口腔プログラムを実施 ●展開場所 通いの場 <p>②介護予防・日常生活支援総合事業 【介護予防・生活支援サービス事業〈通所型サービスC〉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業概要 基本チェックリスト該当者を対象に、歯科衛生士等が3～6か月の短期集中サービスによる口腔機能向上教室等を実施 ●展開場所 市町村による介護予防教室が多いが、歯科医師会に委託し歯科医療機関において個別指導を実施するケースもあり
<p>第3レベル (口の機能低下)</p>	<p>《口腔機能低下のある高齢者に、歯科衛生士が在宅訪問指導を実施できる事業》</p> <p>①都道府県後期高齢者医療広域連合からの委託による保健事業 【健康課題がある人への医療専門職によるアウトリーチ支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業概要 低栄養や誤嚥性肺炎発症のリスクのある在宅高齢者を対象に歯科衛生士が訪問指導を実施 ●展開場所 在宅等 <p>《口腔機能低下のある高齢者に、歯科医師が訪問歯科健診を実施できる事業》</p> <p>②都道府県後期高齢者医療広域連合からの委託による保健事業 【後期高齢者の被保険者に係る訪問歯科健診】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業概要 歯科医療機関に通院が困難な在宅の後期高齢者を対象に、歯科医師が訪問し歯科健診を実施 ●展開場所 在宅等
<p>全ての高齢者</p>	<p>《高齢者を対象に歯科健診を行うことができる事業》</p> <p>③都道府県後期高齢者医療広域連合からの委託による保健事業 【後期高齢者の被保険者に係る歯科健診】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業概要 後期高齢者を対象に歯科医療機関等において口腔機能を含む歯科健診を実施 ●展開場所 歯科医療機関 <p>※市町村ではなく、都道府県後期高齢者医療広域連合が直接実施している地域もある</p>

第1レベル（口の健康リテラシーの低下）に対応する主な市町村事業 《一般の高齢者を対象に、口腔の健康についての普及啓発が実施できる事業》

1. 後期高齢者に対する保健事業 （都道府県後期高齢者医療広域連合からの市町村委託）

●通いの場等を活用したフレイル予防の普及促進

市町村は、都道府県後期高齢者医療広域連合からの委託事業として、通いの場等に関与する保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハ職等の医療専門職を配置することができます。

比較的元気な高齢者が定期的に集う通いの場等を活用して、フレイル予防のための運動、栄養、口腔、社会参加に関する集団教育を実施します。

なお、後期高齢者医療広域連合の事業ではありますが、通いの場の対象者は後期高齢者に限定する必要はありません。

〔実施主体〕市町村（都道府県後期高齢者医療広域連合からの委託事業）

〔経費負担〕市町村歯科衛生士の配置財源は、広域連合の特別調整交付金により確保できる

〔対象者〕主な対象は後期高齢者であるが、全ての高齢者を対象にして差支えない

〔事業内容〕歯科衛生士を通いの場等に派遣し、口腔の健康に関する講話、お口の体操等の指導、歯科医療機関への受診勧奨等を行う

2. 介護予防・日常生活支援総合事業

●一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）

口腔機能向上に関する教室や講演会の開催、チラシやパンフレットの作成等の啓発を行うことができます。

基本チェックリスト該当者に限らない全ての高齢者を対象に、口腔の健康に関する集団教育や、運動栄養口腔等を組み合わせた複数回の介護予防教室等を開催することができます。

〔実施主体〕市町村

〔経費負担〕市町村12.5%

〔対象者〕65歳以上の全ての高齢者

〔事業内容〕口腔の介護予防に関する教室・講演会の開催、パンフレットの作成など

第2レベル（口のささいなトラブル）に対応する主な市町村事業 《口のささいなトラブルのある高齢者を対象に、集団指導等を実施できる事業》

1. 後期高齢者に対する保健事業 （都道府県後期高齢者医療広域連合からの市町村委託）

●通いの場等を活用したフレイル予防の普及促進

第一レベル（口の健康リテラシーの低下）にも記載している事業ですが、口のささいなトラブルのある高齢者が多い通いの場においては、市町村に配置された歯科衛生士を通いの場に派遣し、より充実した内容の複数回のオーラルフレイル予防のための集団教育を実施することもできます

〔実施主体〕市町村（都道府県後期高齢者医療広域連合からの委託事業）

〔経費負担〕市町村歯科衛生士の配置財源は、広域連合の特別調整交付金により確保できる

〔対象者〕主な対象は後期高齢者であるが、全ての高齢者を対象にして差支えない

〔事業内容〕歯科衛生士を通いの場等に派遣し、口腔の健康に関する講話、お口の体操等の指導、歯科医療機関への受診勧奨等を行う

2. 介護予防・日常生活支援総合事業

●介護予防・生活支援サービス事業〈通所型サービスC（短期集中予防サービス）〉

以前は特定高齢者施策または二次予防事業と呼ばれていた事業で、基本チェックリストの該当者及び要支援者を対象に、口腔機能向上については、歯科衛生士、保健師、言語聴覚士等の保健・医療の専門職が、3～6か月の短期間で行うサービスです。

市町村の介護予防教室等に利用者が通所し実施する方法が原則ですが、歯科医師会に委託し歯科医療機関において個別指導を実施している自治体もあります。

〔実施主体〕市町村

〔経費負担〕市町村12.5%

〔対象者〕要支援者、基本チェックリスト該当者

〔事業内容〕口腔機能向上マニュアルに基づき行う複数回のプログラム

後期高齢者の保健事業における通いの場への関与において、口腔機能向上の継続的な指導が必要な対象者がいた場合には、歯科医療機関への紹介だけでなく、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスCによる対応も考えられる

第3レベル（口の機能低下）に対応する主な市町村事業

《口腔機能低下のある高齢者を対象に、歯科衛生士が在宅等訪問指導を実施できる事業》

1. 後期高齢者に対する保健事業

（都道府県後期高齢者医療広域連合からの市町村委託）

●健康課題がある人へのアウトリーチ支援

市町村が、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハ職等の医療専門職を在宅等に派遣（アウトリーチ）し、個々人の抱える課題に応じた助言や指導を行うことができます。

歯科衛生士については、低栄養状態や誤嚥性肺炎のリスクが高い方や閉じこもり傾向のある在宅等の高齢者への訪問が想定されます。

市町村はアウトリーチが必要な対象基準を独自に設定（口腔については、後期高齢者の質問票、要介護度、歯科通院状況、誤嚥性肺炎のリスク等）し、歯科衛生士を訪問させることができます。

〔実施主体〕市町村（都道府県後期高齢者医療広域連合からの委託事業）

〔経費負担〕市町村歯科衛生士の配置財源は、広域連合の特別調整交付金により確保できる

〔対象者〕市町村が設定した抽出基準に該当した人

〔事業内容〕歯科衛生士を在宅等に派遣し、口腔の課題に応じた助言指導を行う。訪問歯科健診事業や訪問歯科診療を行う歯科医療機関との連携が重要である

●後期高齢者の被保険者に係る訪問歯科健診

後期高齢者医療制度の被保険者で、通院による医療機関での歯科健診を受診することが困難な方を対象に、歯科医師による訪問歯科健診を実施することができます。

都道府県によって、広域連合が県歯科医師会に委託して実施する場合や、市町村への委託事業として実施している場合があります。

〔実施主体〕後期高齢者医療広域連合による直接実施または市町村（広域連合からの委託事業）

〔経費負担〕後期高齢者医療広域連合が負担（市町村に委託実施する場合）

〔対象者〕通院による歯科受診が困難な要介護3以上の後期高齢者医療の被保険者

〔健診内容〕問診、口腔内診査、口腔機能の評価、その他

全ての高齢者に対応する歯科健診事業

1. 後期高齢者に対する保健事業

●後期高齢者の被保険者に係る歯科健診

口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックする歯科健診を、主に地域の歯科医療機関において個別に実施することができます。

都道府県後期高齢者医療広域連合が実施主体であり、広域連合が直接実施する場合や市町村に委託して実施する場合があります。また、対象年齢についても75歳以上全員を対象とする場合や80歳等の節目の年齢を対象とする場合等、広域連合により実施方法が異なりますので、確認が必要です。

〔実施主体〕 後期高齢者医療広域連合による直接実施または市町村（広域連合からの委託事業）

〔経費負担〕 後期高齢者医療広域連合が負担（市町村に委託実施する場合）

〔対象者〕 後期高齢者医療の被保険者（主に75歳以上の高齢者）

〔健診内容〕 問診、口腔内診査、口腔機能の評価、その他（顎関節の状態等）

〔実施方法〕 個別の歯科医療機関において、歯科健診を実施する方法が多い
（健診会場と日時を設定して集団歯科健診を実施することも可能）

オーラルフレイルへの対応が必要な高齢者の流れ

ここではオーラルフレイルへの対応が必要な高齢者の流れについて、通いの場への流れを想定し解説します。オーラルフレイルへの対応が必要な高齢者は次の流れで通いの場へ参加することが予想されます。

- ①何かしらのきっかけで（友人や家族からの誘い、チラシ、広報誌等）通いの場に関する情報を得て、自らの意思で参加する。
- ②2020年（令和2年）から運用が開始される、後期高齢者の質問票をきっかけに参加する。後期高齢者の質問票の実施は主に後期高齢者健診となる。
- ③後期高齢者の質問票は医療機関、通いの場、薬局、訪問看護・介護事業所、行政機関、地域包括支援センターなどで運用されることも予想される。

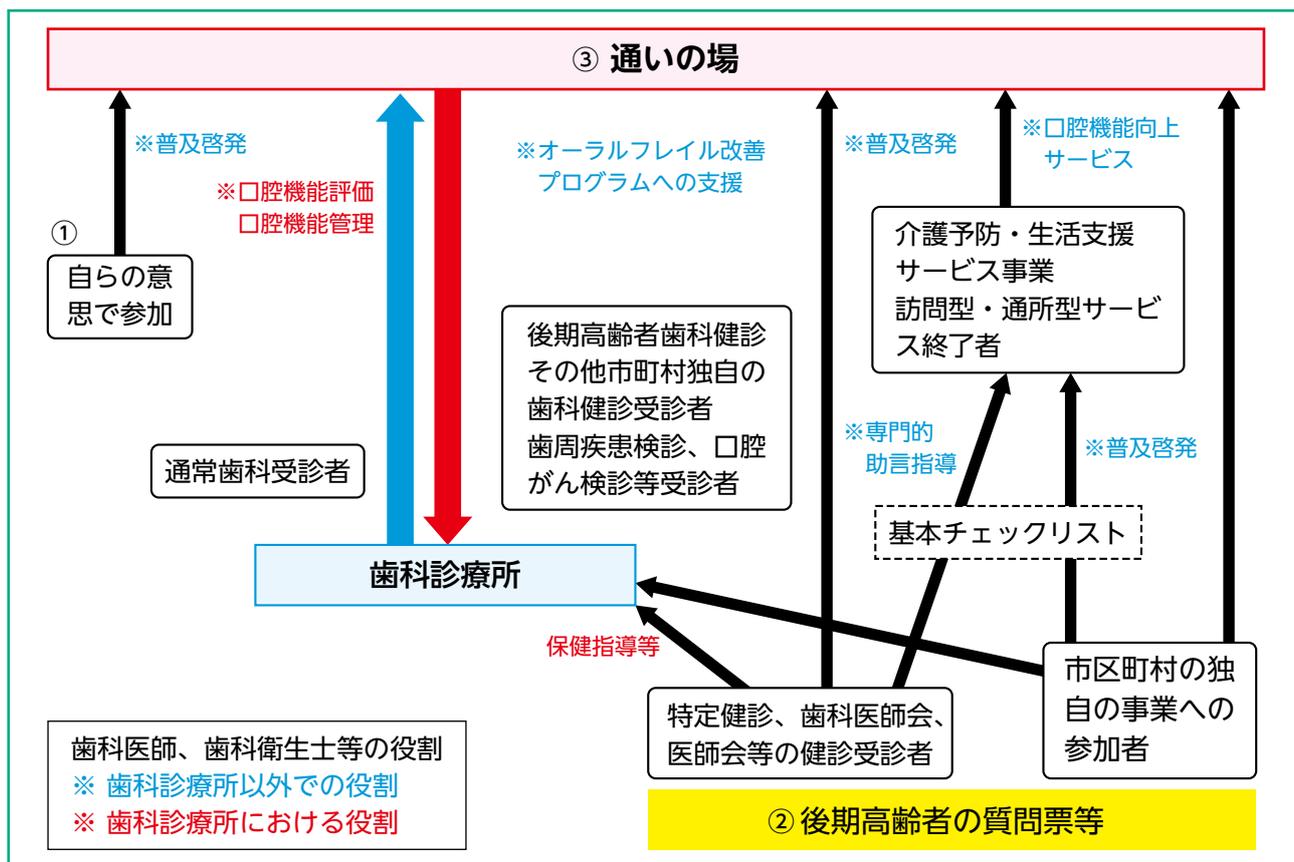


図2-2 ●オーラルフレイルへの対応が必要な高齢者の流れ

15項目からなる後期高齢者の質問票は、以下のように主に健診の際に活用されることを想定していますが、市町村の介護予防・日常生活支援総合事業における通いの場や、かかりつけ医の医療機関等、様々な場面で健康状態の評価として実施されることも期待されています。

後期高齢者の質問票

1) “健診” の場で実施する

⇒ 健診を受診した際に、後期高齢者の質問票を用いて健康状態を評価する。健診時は多くの高齢者にアプローチができる機会である。

2) “通いの場（地域サロン等）” で実施する

⇒ 通いの場等に参加する高齢者に対して後期高齢者の質問票を用いた健康状態の評価を実施する。

3) “かかりつけ医等（医療機関）” の受診の際に実施する

⇒ 医療機関を受診した高齢者に対して、後期高齢者の質問票を用いた健康評価を実施する。

質問票の結果から、自身のフレイルに気づいた高齢者は質問票を配布していた医療機関、薬局、訪問看護・介護事業所、行政機関、地域包括支援センターに相談するものと思われます（健診などでは、実施主体の窓口のほかに、別の相談窓口を紹介される場合も想定されます）。

後期高齢者の質問票の口腔機能に関する2項目に該当した高齢者、該当していなくても口腔機能

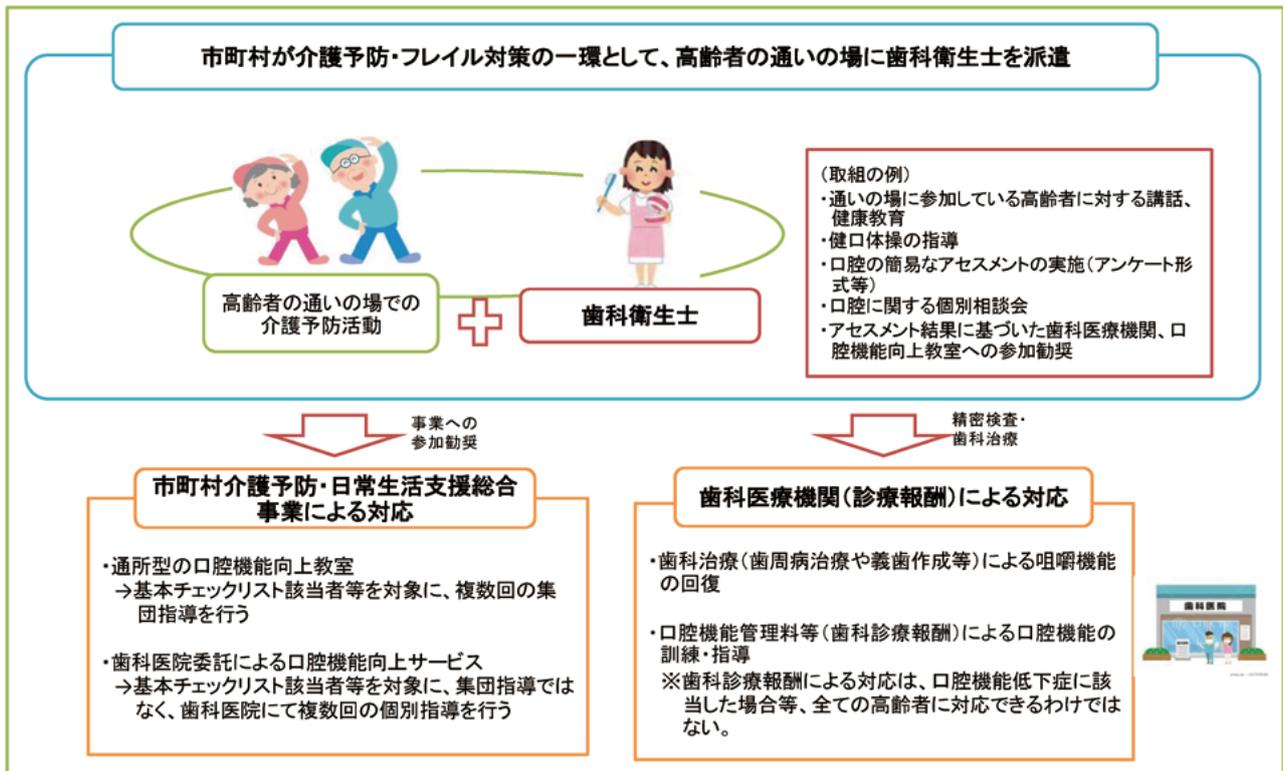


図2-3 ● 通いの場からの介護予防・日常生活支援総合事業や歯科医療機関への流れ

の低下が疑われる高齢者、特定健診等でかめないものがあると回答した高齢者に対しては、かかりつけ歯科医ないし、地域の歯科医師会が推薦する歯科診療所への受診を促す必要があります。それら口腔の機能低下が疑われる高齢者に対して、歯科診療所では、口腔機能低下症に関する評価を実施し、口腔機能低下症に該当すれば、口腔機能管理を行っていくこととなりますが、口腔機能低下症に該当しなかった場合や、歯科診療所での口腔機能管理だけでは維持、向上が困難な場合は、通いの場等でオーラルフレイル改善プログラムやスクリーニングを継続して行っていく必要があります。通いの場等でのプログラムやスクリーニングの実施に際しては、地域の歯科医師会、歯科衛生士会、歯科診療所の支援が必要です。また、通いの場等でのスクリーニングにおいて、オーラルフレイルが疑われ、専門的な検査や治療が必要とされた場合も、歯科診療所にて口腔機能低下症に関する評価を実施し、口腔機能管理を受けながら、通いの場でのプログラムを継続していく必要があります。

市町村等が行う介護予防・生活支援サービス事業において、基本チェックリスト等によって口腔機能向上サービスが必要と判定された高齢者に対しては、短期集中の訪問型、通所型の口腔機能向上サービスを受けることとなりますが、その終了者は歯科衛生士等専門職から直接口腔機能向上サービスを受けた者であり、通いの場におけるオーラルフレイル改善プログラムの担い手の適任者でもあります。そのため、口腔機能向上サービス終了者に対しては、積極的に通いの場への参加を促し、オーラルフレイル改善プログラムの担い手として支援していくことが肝要と思われます。これについても地域の歯科医師会、歯科衛生士会、歯科診療所の支援が重要であり、保健事業と介護

予防の一体的実施における事業に関する協議では、歯科医師会、歯科衛生士会の通いの場への支援のあり方について取り決めておく必要があります。

🔄 フレイル健診で新たに導入される後期高齢者の質問票の活用による口腔のニーズ把握

●後期高齢者の質問票の役割について

厚生労働省では、特定健康診査の「標準的な質問票」に代わるものとして、高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握するための、新たな質問票を作成し、後期高齢者健診等で活用していくこととなりました。このフレイル状態のチェックを目的とした後期高齢者健診をいわゆるフレイル健診と呼んでいます。

この質問票は、後期高齢者健診以外にも、通いの場や診療の場面等においても積極的に活用することが想定されており、高齢者のフレイルに対する関心を高めることを目的としています。

後期高齢者の質問票の回答内容は、今後KDBシステムにデータを収載することとなっており、医療・介護情報を併用し、高齢者を必要な保健事業や医療機関の受診勧奨等に利用できるほか、健康状態のアセスメントや行動変容の評価指標として、保健事業に活用することとなっています。

●後期高齢者の質問項目の考え方

フレイルなど高齢者の特性を踏まえ健康状態を総合的に把握するという目的から、(1)健康状態、(2)心の健康状態、(3)食習慣、(4)口腔機能、(5)体重変化、(6)運動・転倒、(7)認知機能、(8)喫煙、(9)社会参加、(10)ソーシャルサポートの10類型、15項目の質問となっています。



図2-4 ●フレイルの多面性

す。

口腔機能に関する質問項目は、

4. 半年前に比べて固いもの(*)が食べにくくなりましたか(*さきいか、たくあんなど)

①はい ②いいえ

5. お茶や汁物等でむせることがありますか

①はい ②いいえ

の2項目となっており、いずれも、介護予防事業で活用する基本チェックリストの質問項目から採用されています。

●後期高齢者の質問票を用いた健康状態の評価について

①健診の場で実施する

⇒健診を受診した際に、本質問票を用いて健康状態を評価する。

②通いの場（地域サロン等）で実施する

⇒通いの場等に参加する高齢者に対して本質問票を用いた健康評価を実施する。

③かかりつけ医（医療機関）等の受診の際に実施する

⇒医療機関を受診した高齢者に対して、本質問票を用いた健康評価を実施する。

●後期高齢者の質問票と基本チェックリストの違い

高齢者の虚弱状態を把握するためのツールとしては、後期高齢者の質問票以外にも、介護保険の基本チェックリスト（25項目）があります。以前は、地域の高齢者全員に配布することが推奨されていましたが、現在は、介護予防・日常生活支援総合事業を利用する際に基本チェックリストの該当者であることが必要なサービスが一部あり、地域包括支援センター等で引き続き利用されています。

今回の後期高齢者の質問票は、後期高齢者健診のほか、通いの場や診療所等での積極的な活用を求めている。高齢者のフレイルに対する関心を高めるとともに、保健事業の対象者の把握等に利用することを目的としています。

表2—2 ● 後期高齢者の質問票について

類型名	No	質問文	回答
健康状態	1	あなたの現在の健康状態はいかがですか	①よい ②まあよい ③ふつう ④あまりよくない ⑤よくない
心の健康状態	2	毎日の生活に満足していますか	①満足 ②やや満足 ③やや不満 ④不満
食習慣	3	1日3食きちんと食べていますか	①はい ②いいえ
口腔機能	4	半年前に比べて固いもの(*)が食べにくくなりましたか *さきいか、たくあんなど	①はい ②いいえ
	5	お茶や汁物等でむせることがありますか	①はい ②いいえ
体重変化	6	6カ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	①はい ②いいえ
運動・転倒	7	以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか	①はい ②いいえ
	8	この1年間に転んだことがありますか	①はい ②いいえ
	9	ウォーキング等の運動を週に1回以上していますか	①はい ②いいえ
認知機能	10	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れ があると言われていませんか	①はい ②いいえ
	11	今日が何月何日かわからない時がありますか	①はい ②いいえ
喫煙	12	あなたはたばこを吸いますか	①吸っている ②吸っていない ③やめた
社会参加	13	週に1回以上は外出していますか	①はい ②いいえ
	14	ふだんから家族や友人と付き合いがありますか	①はい ②いいえ
ソーシャルサポート	15	体調が悪いときに、身近に相談できる人がいますか	①はい ②いいえ

出所：高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けたプログラム検討のための実務者検討班報告書
(厚生労働省)

※詳細は《Part 6》の「2. 後期高齢者の質問票15項目」参照。

能の低下や全身疾患のリスクの高い高齢者を抽出する際の参考となることから、これらの情報を問診等により確認する必要があります。

オーラルフレイル健診の結果は後期高齢者の質問票等の内容を踏まえ、高齢者の口腔の問題を総合的に評

価し、口腔内の衛生状態に問題がある高齢者や、口腔機能の低下の恐れがある高齢者を効率的に抽出し、歯科診療所等での詳しい検査や治療等に繋げることで、口腔機能の維持・向上、全身疾患の予防等を実現することができます。

- 1) 厚生労働省医政局歯科保健課。後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル。 <https://www.mhlw.go.jp/content/000410121.pdf>
- 2) Tanaka T, Takahashi K, Hirano H, Kikutani T, Watanabe Y, Ohara Y, Furuya H, Tsuji T, Akishita M, Iijima K. Oral Frailty as a Risk Factor for Physical Frailty and Mortality in Community-Dwelling Elderly. J Gerontol A Biol Sci Med Sci. 2018;73(12):1661-1667.

高齢者歯科口腔健診票(例)【記載例1】

年 月 日 記入者

氏名	(〒 -)	男・女	生年月日	明・大・昭 年 月 日 (歳)
住所		TEL	() -	
		身長	cm	体重 kg BMI

以下の囲み内の内容を適宜参考にして、健診項目を作成すること。

■歯の状態、咬合の状態
(デンチャー部位など記載欄)

Br															
○	○	○	/	/	○	Po	○	○	○	△	△	△	△		
8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8
△	△	△	△	○	/	/	/	/	/	/	○	○	Po	○	/
PD							Br								
(デンチャー部位など記載欄)															

歯式の記入にあたり用いる記号(例)

健全: △

う蝕歯: ○ (未処置歯)

残歯根: G

処置歯: □ 喪失歯: △

義歯: FD, PD

インプラント: Im

ボンテック: Po

※義歯、ブリッジ(Br)の詳細は欄外に記載

・現在歯数 [I+C(G除く)+○] (21 本) うち未処置歯数 (2 本) (・機能歯数[※] (26 本))
※機能歯=現在歯(I+C(G除く))+○+義歯(FD, PD)+ボンテック(Po)+インプラント(Im) (歯冠があるものは対合歯がなくても機能歯とする。)

・義歯の部位 上顎(総義歯・局部) 下顎(総義歯・局部) インプラント(有・無)

・義歯の状況 有の場合、適合状況 (良好・義歯不適合・義歯破損)

・咬合状態 右側 (☑現在歯と現在歯 ☑現在歯と義歯 □義歯と義歯 □なし)
 左側 (□現在歯と現在歯 □現在歯と義歯 □義歯と義歯 ☑なし)
 前歯 (☑現在歯と現在歯 □現在歯と義歯 □義歯と義歯 □なし)

総合判定 (良好・要注意 ())
※問診票 Q2、Q3、UIT と口内所見(咬合の状態)を参考に判定する

■咀嚼機能 (良好・要注意 ())
※問診票 Q11 と口内所見(咬合の状態)を参考に判定する

■舌・口唇機能(オーラルディアドコネシス) (良好(6回以上/秒)・要注意(6回未満/秒))
※パ、タ、カのいずれか1つでも6回未満/秒の場合、「要注意」とする

■嚥下機能
 ・反復唾液嚥下テスト (3回以上/30秒 ・ 3回未満/30秒)
 ・嚥下機能 (良好・要注意 ())
※問診票 Q12 と反復唾液嚥下テストの結果を参考に判定する

■口腔乾燥(問診票 Q13 参照) (正常・軽度～中等度・重度)

■粘膜の異常(なし)あり ()

■口腔衛生状況
 プラーク (ほとんどない・中程度・多量) 食渣 (ほとんどない・中程度・多量)
 舌苔 (ほとんどない・中程度・多量) 口臭 (ほとんどない・中程度・多量)
 義歯清掃状況 (良好・普通・不良)

■歯周組織の状況: 異常なし・異常あり ()

健診結果

・問題なし

・問題あり

→要指導: 義歯管理・口腔機能(咀嚼機能/舌・口唇機能/嚥下機能)・口腔乾燥・口腔清掃

その他 ()

→要治療・要精密検査: う蝕・義歯・口腔機能(咀嚼機能/舌・口唇機能/嚥下機能)・口腔乾燥・口腔清掃・粘膜の異常・歯周組織の異常・その他 ()

その他特記事項 ()

図2—6 ● 高齢者歯科口腔健診票(例)

出所: 厚生労働省「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」